

第17回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日(金) 午後1時30分から午後4時20分

2. 開催場所 糸島市役所 11・12号会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(1人)

12番 宗孝幸

5. 議事日程

議事

議案第137号 非農地証明願について

議案第138号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第139号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第140号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第141号 糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議案第142号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請
について

議案第143号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認に
ついて(所有権移転)

6. その他

- 1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り下げについて（報告）
- 2) 営農面談ヒアリング資料について
- 3) 農地対策委員会B班報告について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（6月認定分の資料）
- 5) 今後の予定について
- 6) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎	僚	

事務局 西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。よろしくお願ひします。

職務代理者 皆さん、こんにちは。
雨が降り続いておりますけど、皆様のところには被害とかなかろうかと思っております。九州全県、そして岐阜と長野に大変な被害が出ております。そういう中で熊本を中心に約十数名の方が亡くなられ、十数名の方が行方不明となられておりますので、亡くなられた方に御冥福をお祈りしたいと思っております。

それから、またコロナウイルスがやや拡大しております。ふだんの生活も十分注意しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただいまより第17回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は宗委員の欠席の連絡を受けております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局 ありがとうございます。

では、続きまして会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 ——— 省 略 ———

それでは、議事録署名人を指名いたします。藤嶋政秀委員と中園秀輝委員を指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。

議案第137号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長 早速ですが、非農地証明願につきまして、番号1番と2番を推進委員の方、報告をお願いいたします。

推進委員 **【議案書に基づき読み上げて報告】**

審査は、議案書4ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料

の1ページ、2ページを併せてお願いいたします。

申請地の一部は雑草が生え、荒れ地の状態で、耕作されてはいません。現在は竹林化が進んでいるので、重機等が入れば原状復帰も可能かなとは思いますが、現況としてはかなり竹林化が進んでいるということです。

申請については意見がまとまらず、調査部会に依頼したいということでお願いしたいと思います。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

こちらは、議案書の6ページの地図、併せて現地調査説明の3ページと4ページです。

現地は竹林化が進んでおりまして、また、結構大きな木も生えているんですね。昔は養豚場の一部として利用されていたときもあったみたいですが、現在はもう山林化が進んでいるということで、非農地であることを現状として取りまとめました。以上です。

議 長

それでは、番号3番につきまして推進委員さんお願いいたします。

推進委員

よろしく申し上げます。

同じく議案書の2ページの3番のほうをお願いします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の8ページの地図と現地調査説明資料の5ページ、6ページをお願いいたします。

現地は雑木が生えており、山林化が進んでおりました。

現地の状況では農業用機械での農地への復元が困難であると認められます。この申請については非農地であるという意見で取りまとめました。

以上、報告です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号4番につきまして推進委員さんお願いいたします。

推進委員

【議案書に基づき読み上げて報告】

地図は議案書の10ページ、現地調査説明資料は7ページと8ページになります。

現地を確認しましたところ、古い倉庫が建っており、住宅の一部になっておりました。ここは昭和43年に倉庫建築の第4条の許可を取っています。もう50年以上たっています。なので、建物の敷地として20年以上は経過していると思われていました。なので、この申請については非農地であるという意見で取りまとめております。以上です。

議長

続きまして、番号5番を推進委員さんお願いいたします。

推進委員

よろしく申し上げます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果を報告します。

議案書の12ページの地図をお願いします。それと現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

現地は倉庫が建っており、敷地全体が資材置場の形態でした。昭和51年に第5条の許可を取っているようですし、20年以上前から農地として使用していないと思われます。この申請については、非農地であるという意見で取りまとめました。

以上、報告します。

議長

続きまして、6番を推進委員さんお願いいたします。

推進委員

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の14ページの地図をお願いします。それと資料のほうは11ページと12ページをお願いします。

現地は宅地のブロックで囲まれていましたが、宅地とは庭木で分断されておりました。敷地内には梅やイチジク、桜などが植わっておりました。平地のほうは作物は何もなくて土の状態でした。ただし、農地の入り口は宅地からしかなく、南側の農地とは一体利用できないほどの段差がありました。

所有者の方とお話ししたんですが、近く住宅を売却したいという話が出ておりました。この申請については意見がまとまらず、調査部会のほうに依頼したいと思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号1番と6番につきましては調査部会が再度調査を行っております。調査報告をお願いいたします。

調査部会長

総会議案の2ページを開けてください。

議案137号「非農地証明願について」報告いたします。

先ほど推進委員さんから報告を受けました案件についてですけれども、調査いたしました。

受付番号の1番ですね。

この案件ですけれども、この辺は3年前と、昨年も非農地証明願が出ておりました。現地は7割以上が竹林化しておりまして、メジャーで距離を測りながら調査いたしましたが、以前と比べてかなり山林化が進行している、推進委員さんからも報告がありましたように、今後も進行するのではないかと思われました。

申請人がかなり高齢者であるということを知っておりますけれども、今後の耕作も見込まれないということもあり、第3調査部会では認定相当と判断しております。

続きまして、受付番号の6番の分ですけれども、推進委員さんの報告のとおり状況ですが、ここは農振農用地ということもあり、第3調査部会では非認定相当と判断しています。

先ほど言われましたように、住宅の売買予定の話があったということも聞いておりますので、申請人には住宅に附属する農地指定申請を進めたいと考えております。以上です。

議長

ただいま報告がありましたとおり、番号6番につきましては、まだ非認定相当というふうな判断がなされております。

これにつきまして皆様方の意見、質問を伺います。どうぞ。

部会長

実際に見に行きまして、農地のところはカブとか植えてありまして、確かに、下は草が少し生えていましたけど、作れないことはないだろうということ、新しい住宅を買われるときに、その農地がついていたら要らんと、その農地だけが残ることはならないということも考えたんですけれども、やはりここが農振農用地であるということを考えまして、もしその買手が見つかったときに御相談するという形での非認定ということにしておりますが、どうなんですか。

農業委員

仕方ないことは十分分かっておるんですけど、家庭の事情というのもまたあるとのことで、ちょっと心苦しいところでございます。

議長

非農地証明願につきましては、現地主義といいますか、今の現在の農地がどのようになっているかということで判断していきますので、その家庭内事情もありますけれども、そういったところはちょっと事務局のほうに

相談に来てくださいということで、文書は送っております。そして、不動産も農地がついておったら売りにくいかと思えますけれども、住宅付属農地というような形で売ってもらえないだろうかということで指導をしていきたいというふうに考えております。

ほかに意見、質問がなかったら採決に移りますが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、6番が非認定相当ということで、それ以外の1番から5番につきまして、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 それでは、6番の件につきましては非認定相当ということで出ております。非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

議長 では、次の議案に移りたいと思います。事務局。

事務局 議案書の17ページをお願いいたします。

議案第138号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、農地法第3条につきまして、番号1番の説明委員が欠席ですので、事務局のほうより報告をお願いいたします。

事務局 受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、番号2番につきましては私が報告します。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

よろしくお願いいたします。

続きまして、受付番号3番をよろしくお願いいたします。

農業委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長

続きまして、番号4番を事務局、報告をお願いいたします。

事務局

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、受付番号5番をお願いします。

農業委員

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長

続きまして、受付番号6番、7番をお願いします。

農業委員

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

同じく受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

よろしくお願います。

議 長

それでは、番号8番をお願いします。

農業委員

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

以上です。

議長

それでは、続きまして番号9番をお願いします。

農業委員

番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長

続きまして、受付番号10番をお願いします。

農業委員

受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

以上です。

議長

それでは、番号3番につきましては住宅附属農地ということで、第3調査部会が面談をしております。報告内容をお願いいたします。

調査部会長

7月2日に第3調査部会で面談を行いましたので報告いたします。

住宅に附属する農地取得に関する営農面談です。議案書の66ページからの資料もお願いいたします。

先月6月の総会で住宅に附属する農地として指定を受けた農地の農地法第3条許可の申請が提出されましたので、面談を行いました。

営農としてはタマネギとジャガイモを計画されており、当面は本人が営農されるそうですが、行く行くは農業高校に通われている高校生の息子さんと一緒に作付をされるとのことです。

農業は初めてで、最初は家庭菜園ぐらいになるかと思いますが、きちんとやりますということをおっしゃってありました。

なお、住宅と農地については今月頭に契約済みであり、8月中には住民票を移してこちらのほうに住まわれるということでした。

第3調査部会としましては、現在荒れていない状況ですし、周りに竹やぶというか、竹が茂っておりましたけれども、竹の管理はもちろん農地として活用されるようにということをお伝えしております。以上です。

議長 ただいま1番から10番まで説明がありました。
これにつきまして質疑を行います。どうぞ。

農業委員 1番はあっせん売買ということで、当然農業委員が入っていると思うんですけど、通常よりちょっと高い気がするんですけど、何か事情があったのか。

議長 事務局、分かるなら。

事務局 結果でしか聞いていないんですけども、もともとこの単価が高いというような所有者の意向のようです。古い倉庫があるのは聞いておりますが、地権者の意向がということと譲受人のほうも、もともとこの単価で取引した経過があると、そういう結果をもとに、ちょっとお高いようですが、値段を設定したということは聞いておりますけど、それ以上のことはちょっと分かりません。

議長 どうぞ。

副会長 今回の1番ですが、あっせん売買の場合、どれだけの下限面積でしたかね。

議長 事務局。

事務局 今、副会長がおっしゃったように、以前、28年度までは概算で500平米云々というのを取り決め、あっせんの内規として定めておりましたけれども、それ以降、実際その現状として500平米以下でも自作地と隣接しているなど、利便性がある農地についても該当するという判断の下、500平米ないとあっせんにならないという基準を内規から外している状況ですので、500平米の基準という部分については、今現在ない状況でございます。以上です。

農業委員 そうしたら、購入者が横に土地を持っておるけん良いという意味か、それとも大体が孤立してもいいのか、全然違うところに500平米以下でもいいわけ。

事務局 結局面積要件がないということについては、今申し上げたような内容、結局農地の保有合理化、集積化につながる事業かどうかということも一つあります。なので、あっせんが進められる状況にある土地の接合具合かと思えます。保有合理化の促進というところでのあっせん事業でございます。

すので、その方が自分の経営地の合理化になるような活用ができる位置づけの農地ではないかと思います。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。どうぞ。

農業委員 受付番号4番に対してちょっと質問ですけれども、譲受人はここまで通って通作されるか、どういうふうにされるのか、お願いします。

議 長 事務局。

事務局 すみません、詳しくは聞いてはいないんですけれども、経営一覧のほうを確認しますと、譲受人は住所地のほうと今回の申請地付近でも耕作していることから売買がまとまったのではないかと思います。書面的な話ですみません。

議 長 よろしいですか。

農業委員 はい。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。
ちょっとこの受付番号9番の2分の1の贈与というところがありますが、事務局ちょっと説明してもらっていいですか。

農業委員 事務局、私が聞いた範囲を説明してもよろしいですか。

事務局 じゃあ先に。

議 長 どうぞ。

農業委員 私が聞いた範囲では、もともと今の土地は共有で所有している。で、片方がちょっと健康上悪いから、早いうちにあとの2分の1を贈与してもらおうということでここに申請が上がっています。

事務局 そうですね、今説明がありましたが、今回申請に上がってきている分につきましては、2分の1ずつの共有名義になっております。今回、共有名

義の方は共同で営農をしているということですが、2分の1を片方に贈与して、最終的に持分を一人にしたいという申請でございます。以上です。

議長 ほか何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら事務局のほうに審査表の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、農地法3条につきましては、16ページに記載しております。こちらの審査表に基づいて審査を受けてございます。

こちら、この7つの審査項目のうち、1つでも「はい」がついておれば原則許可できないということになっておりますが、3番以外につきましては全て「いいえ」に該当しております。3番につきましては、先ほども説明がありましたとおり、住宅附属の農地取得ということで、いわゆる下限面積の特例を設けた農地、こちらのほうの指定を受けた農地を取得する場合は1平米以上の経営地があれば購入できるというところになりますので、こちらの経営面積についてもクリアするという内容でございます。

よりまして、全ての案件につきましては、書類上の判断については許可相当であると言える内容でございます。以上でございます。

議長 今、事務局のほうより審査表の説明がありました。

第3条につきまして、採決を取りたいと思います。

第3条の1番から10番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 それでは、次に移ります。事務局。

事務局 議案書の23ページをお願いいたします。

議案第139号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、第4条につきましては調査部会のほうより調査しておりますので、報告をお願いいたします。

調査部会長

議案第139号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。
23ページをお願いいたします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の資料の13ページ、14ページもお願いいたします。議案書の24ページに地図がついております。

第3調査部会としましては、関係各課からの支障となる意見がないことや、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しております。報告いたします。

議長

事務局、始末書とかは出てきたかな。

事務局

すみません、始末書とか断面図、雨水排水協議というところで代書人のほうに電話連絡、ファクスとしておりますが、まだ出ていない状況でございます。こちらは県のほうも現地調査の際に同じ状況を見ておりますので、始末書も必要だという判断を頂いており、県のほうからも同じような始末書の指定が出ております。

今回、始末書が出ればという内容での審議になるかと思いますが、県のほうも始末書が出ない限り審議に入れないということをおっしゃっておりますので、必ず出てくるものと思われませんが、今日まで、総会前までにちょっと間に合っていない状況です。

議長

分かりました。

県のほうに行く前には出るのではないかとということで、こちらとしては出るという想定で審議したいと思っております。

農業委員

雨水のほうは、どんなふうになっているんですか。

事務局

同じくその雨水の計画、結局勾配を2%取るということで、道路のほうに2%取るのか、東側の田んぼのほうに取るのかということ、きっちりここも詰めてきてくれという話をしておりますが、今回指摘しておる事項が、代理人が今整理中だということが出ていない状況です。

建設課のほうの協議については、直接道路に流れないこととすることになりましょうし、東側の農地に勾配を取るようであれば、他の耕作者、地権者からの同意が必要かと考えておりますが、今、そういう排水計画も含めて調査しておるということでもあります。

ただ、この排水計画が調うことが、許可する上に当たって周辺農地への影響と判断されるかはどうかちょっと分かりませんが、現在調整して協議

書を交わしていくという内容は聞いております。

議 長 その協議しながら、こちらのほうではその協議が調うという前提でこちらは判断していいね。

事務局 そうですね、道路に流さないのであれば田んぼに流すという話になりますので、そちら辺の耕作者、地権者の同意書がないと影響があるんじゃないかということになりますので、その辺取ってこないと駄目だということは伝えております。

議 長 ということですので、皆様方の質問、意見ありましたらどうぞ。

農業委員 その始末書は出ていないし、排水要件もはっきりしていないということで、出るのが前提で採決しろと言われてきましたけど、もし出らんかったら我々は困るんじゃないかというふうに思いますが。

議 長 事務局。

事務局 結局、県のほうも許可しないということにはなりますけど、県のほうも必要書類として求めているから、出ないのを県にうちが仮に書類を上げたとしても、県のほうも許可できない内容の書類という認識ですので、必ず出てくるものと思えますが。

議 長 出てこなかったら県のほうにうちからも上げられませんので、ですので今の時点では許可という判断をしても、出てこなかったら県のほうには上げられませんので。

ほかに何か意見、質問がありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に移ります。
始末書並びに雨水排水の件につきましては出るものと判断いたしまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、1時間近くたちますので、ここで一時休憩とさせていただきます。

(休 憩)

議 長

全員おそろいでありますので、ただいまより開始したいと思います。

議 長

事務局。

事務局

議案書の28ページをお願いいたします。

議案第140号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

なお、5番の申請につきましては農業委員のほうが申請人となっておりまして、農業委員会等に関する法律第32条に規定します議事参与の制限に当たりますので、御審議の際は退室いただくようになりますのでよろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、一番最初に番号5番を審議したいと思いますので、退席をお願いいたします。

(退 席)

議 長

それでは、番号5番のほうより第3調査部会から報告をお願いいたします。

調査部会長

29ページを御覧ください。

議案第140号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。

番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の50ページの地図と別冊資料の23ページと24ページをお願いいたします。

今回は自己住宅と店舗の計画になっております。敷地面積が広く思われますが、土砂災害警戒区域が一部含まれています。

今年の5月25日に農振除外が告知されています。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課からも支障となる意見もなく、周

辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。以上です。

議長 それでは、番号5番につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員 この地図を見ると、2筆の申請地の間に雨水路がありますが、ここはどうされるのですか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 一体利用という計画でございまして、転用の申請書に確約書というところで用途廃止の手続をやって、この分を敷地として利用するという計画でございまして。現在、用途廃止の手続中だという内容でございまして。

議長 ほかに何か意見、質問ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、5番につきまして審査表の報告をお願いいたします。

事務局 それでは、審査表につきましては、21ページに記載しております一般基準、並びに、こちら議案書の29ページに書いています立地基準で判断するようになります。

こちら5番につきまして、21ページの一般基準でございまして、「適当」「該当なし」「支障なし」というような意見になっておりまして、一般基準の分については問題ございません。

立地基準でございまして、こちら第1種農地というところでございまして、調査部会報告でありましたとおり、こちら申請地の道路を挟んで東側に集落がございまして。こちらの敷地と設置して設けられる住宅及び店舗という内容でございまして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございまして。

また、周辺地への影響もないという報告にありまして、立地基準につきましては不許可の例外に該当し、こちらクリアするという内容でございまして、書類的な判断では許可相当であると言える内容でございまして。以上です。

議長 それでは、5条の5番につきまして採決を採りたいと思います。

5条の5番の自己用住宅及び店舗建築ということで、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、許可相当といたします。
それでは退席された委員はお戻りください。

(着席)

議長

それでは、番号1番から4番、そして6番の説明をお願いいたします。

調査部会長

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の30ページの地図を御覧ください。それから別冊の資料の15ページと16ページもお願いいたします。

農地区分は第3種農地で問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課からの意見を聞いて、確約書の提出があつていることや周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の35ページの地図をお願いいたします。それと別冊資料の17ページと18ページもお願いいたします。

昨年11月に3条取得をされた農地の農地改良工事の申請です。昨年10月の総会で継続審議になっていまして、第1調査部会で営農面談をされていますが、その際に農地改良し、作付するということでした。

農地区分は第1種農地ですが、一時的な転用行為のため問題はありませんが、計画に疑義が生じております。1つ目は、農地改良後の造成面積が7割減っていること、併用地として造成する、ちょっと地図が見にくいんですけれども、併用地の造成後の用途が不明確であること、それから同じく申請地に取り込まれるであろう里道の用途廃止の手続がまだ着手されていないことなどが上げられています。

第3調査部会としましては、審議する資料が不足しているということで継続審議と判断しています。

続きまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これは40ページの地図と、資料の19ページと20ページもお願いいたします。

農地区分は第2種農地ですが、ほかに代替地もないことから問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課から支障となる意見がないことや周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しております。以上です。

続きまして、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

45ページの地図をお願いいたします。それから別冊資料の21ページと22ページもお願いいたします。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、農地改良に伴う一時的な転用であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課からは特に支障があるような意見がないことや周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しております。以上です。

番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長

議案書の55ページの地図をお願いいたします。別冊資料の25ページと26ページもお願いいたします。

農地区分は第3種農地で問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課からの支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないから許可相当と判断しています。

以上、報告いたします。

議長

それでは、番号2番につきましては継続審議ということで調査部会のほうより報告が入っております。

先に、この2番の件につきまして、地元委員、これの農地改良につきまして、地元との協議やら何やらしたというふうなこともちょっと報告をお願いしたいです。

農業委員

このことについては、区長さんのほうから水利の問題とかいろんなことで相談を受けまして、地元業者も呼んで区長さんや生産組合長なども来て

もらって話をしております。

大体皆さん分かってあると思いますけれども、こういう地形で、ほとんど耕作地はのり面に取り残されて普通使うような農地は減ってしまうという、この図面にも出ていますけれども、そこら辺は私たちも見ました。

やっぱりこの業者が、昔からある土木業者で、ここが一応委託されたような形でやっておる。それで、この前調査部会長言われたように、面談のときに呼んだら、代表者の方は産廃業者ですので、そこいらはやっぱり鑑みまして、大体農地をするというよりも、そういう残土を投入するというのが多分目的じゃないかという話を、地元のほうでいろいろと話していました。

やっぱりすぐ承諾はせずに、いろんな条件もそのとき3つか4つ、一応条件を地元のほうの条件としてつけまして、一応その相手の業者のほうにお話ししております。その後は農業委員会のほうで審議があるけんということで話しております。

まだ地元のほうではそういう残土やっってもらなら認めんという話をしております。

議 長

ありがとうございました。

先ほどから調査部会のほうより言われましたように、ここの耕作面積が7割程度削れて3割ぐらいしかないというようなことと、里道があるのにそれまで埋めてしまっているから、そこらの協議もちゃんとすることと、その雑種地まで埋めて、その用途ですかね、そこいらがまだはっきりしていないというようなことで継続審議というふうになっております。

先にちょっと2番だけ質疑をしたいと思いますが、何か質問、意見がありましたらどうぞ。どうぞ。

農業委員

質問というよりは不明な点がやっぱりたくさんあるから、生産組合とかいろんなところから、生活環境課からの土壌汚染の対象とかが出ていないですか。だから、やっぱりきちっと何か図面とか添付書類を見て審議しないと。貸付人のほうは産廃業者が何をどんどん持ってくるかも分からんし、そういうのをどうするかが出ていないから、概略的なものだけで審議は、私はちょっと不可能なような気がします。

議 長

ほかに何か意見、質問ありましたら。どうぞ。

農業委員

かなりの面積になりますので水利の問題とか、いつでも地元の役員とか住人が見に入ってもいいような条件とか、そういうのを幾つか出しております。やっぱり一番の心配事は、何が入るかということです。こののり面

もやっぱり段々につくり上げていくけん、そこいらがやっぱり地元としては心配しておるんですね。

調査部会長

私も他市の農業委員さんとちょっとお話しする機会がありまして、こちらの方が少し問題があるようなので、やっぱり土も、先ほど言われたように産廃というか、仕事上そういうのがどこに持ってこられるかというところも、ちょっとかなりそれは地元の方とよく相談されたほうがいいんじゃないかという御意見を聞いております。

入れる土がきちっとしたものでなかった場合とか、あと環境問題とかもありますので、そこら辺をもう少し地元の方との話合いとかもきちっとされた上での話というか、されていたほうがいいんじゃないかなということはお市の農業委員さんのほうからもちよっとお伺いしておりますので、そこら辺よろしく願いいたします。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、1番、3番、4番、6番につきまして質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、審査表についての説明をお願いいたします。

事務局

それでは、審査表についての説明をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。

こちら審査表ですけれども、こちら申請番号1番から6番につきましては、5条の2番ですね、こちらはちょっと確認の表でいきますと、真ん中の4番、5番、6番につきましては「確認中」「確認中」「審査中」というところがありますが、それ以外の申請につきましては「該当」するであるとか「適当」であるとかという内容でございます、2番を除きまして1番から6番につきましては一般基準上の話でいきますと該当する項目となります。

続きまして、28ページから記載しております立地基準につきましてですけれども、こちら1番につきましては都市計画法上の用途地域に指定があるところでございますので、立地基準上転用許可ができるということでございますので、立地基準はクリアしているという内容でございます。

3番につきましては、こちら農地の広がりがない農地ということで、そ

の他農地ということで、調査部会長の説明にありました代替地がないというところもありますので、それで考えますと立地基準もクリアするという内容です。

4番につきましては農振農用地ですけれども、一時的な転用行為で不許可の例外に該当し問題がないということでございます。

5番につきましても、集落に接続して設ける分ということなので……。

議 長 これは審議しなくていいの。

事務局 すみません、6番につきましては第3種農地、こちらにつきましては駅から300メートル以内の区域に入るということで、第3種農地で立地基準上問題ないという内容でございます。

以上、一般基準の立地基準につきましては書類上でいきますと問題がないという内容でございます。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、採決に移りたいと思います。

番号1番、3番、4番、6番につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、番号2番の農地改良につきましては、まだ書類が全部出ていないということで、継続審議ということで、継続審議という方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、このようにいたします。

議 長 次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の60ページをお願いいたします。

議案第141号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

なお、こちらの別紙のほうで、審査資料につきましては別紙を準備しておりますが、こちら番号9番につきましては農業委員が申請人となっておりますので、この9番の内容につきましては、審議の際には農業委員会等

に関する法律の議事参与に引かかってくるので、退席いただくようになります。

以上、御審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

それでは、先に9番のほうをお願いしたいと思います。

(退 席)

事務局

審議の関係上、農業振興課の担当者の方は、9番のほうから提案説明いただいてよろしいですかね。ではお願いいたします。

農業振興課

よろしく願いいたします。

では、早速整理番号9番の案件から説明させていただきます。

申請地に農家住宅を建設したいという案件でございます。

35ページに要件別検討事項、36ページ以降に計画図等を添付しております。

件数が多いことから、主立った点に絞って説明させていただきたいと思っております。

申請地の北側、東側は白地に接しており、農用地の集団化や効率化に支障を及ぼすおそれはない。また、当該変更により耕作者の安定的、効率的な農業経営に支障はないと判断しております。説明は以上です。

職務代理者

この件について意見がある方はありませんでしょうか。意見のある方はよろしく願いしたいと思います。ないでしょうか。

(質問、意見なし)

職務代理者

それでは、同意される方の挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

職務代理者

御審議ありがとうございました。

それでは議長を交代いたします。

(着 席)

事務局

ありがとうございました。

議 長

はい。それでは最初の部分を除いた部分で説明をお願いいたします。

本日、農振農用地からの除外が残り9件、あと農振農用地への編入が1件、全て一括で説明をさせていただきます。

続きまして、整理番号1の案件に戻りまして、資料3ページから6ページまでです。

本件は分譲建て売り住宅を建設するという案件でございます。

3ページに農振農用地からの除外に伴う条件別の検討事項、4ページ以降に計画図等を添付しております。

当該計画は、駅から300から500メートル以内の交通利便性が高い区画に建て売りの分譲住宅を建設する計画です。

4ページの後に建物の配置計画の平面図を添付しております。

こちらの校区は合併当初から人口が減少しておりましたが、平成30年以降は徐々に人口も回復傾向にあり、転入者が増えているような状況です。そういった点から、駅からの利便性とその規模の面積などを踏まえると、ほかに代替地はないと考えております。

その他要件は記載のとおりです。

続きまして、整理番号2番。

7ページに要件別の検討事項、8ページからは計画図等を添付しております。

この計画は、既存の保育所を移設し、現在160人の受入れ人数を最大185人に増加することで待機児童の解消を図ること、また、送迎時などに発生している周辺の渋滞解消などを図るための計画になります。

現在の利用園児や地域の利便性を考慮し、近隣で検討したところ、ほかに適切な土地はないと考えております。

耕作については所有者が行っておりますが、認定農業者ではなく、効率的、安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に支障を及ぼすおそれもないと考えております。

続きまして、整理番号3番。

11ページに検討事項、12ページ以降に計画図等を添付しております。

先ほど同様、既存の認定こども園を移転し、市内の待機児童を減らすため、受入れ人員を最大258人とするものであり、市としても必要な施設の建設であると考えております。

農用地の集団化・効率化などに支障を及ぼすおそれもなく、耕作者についても認定農業者ではありません。

続きまして、整理番号4番。

15ページに検討事項、16ページ以降に計画図等を添付しております。

転用希望者は、海岸に近く、見晴らしのいい場所を希望しており、当該地は現在農地としては利用されておらず、南西部以外は農用地以外の土地

に接しているため、農業用の効率的な利用に支障を及ぼすおそれもないと
考えております。

続きまして、整理番号5番。

19ページに検討事項、20ページ以降に計画図等を添付して
おります。

この転用希望者につきましても、深江海岸に近いエリアを希望して
おり、東側以外は農振農用地以外の土地に接している農振農用地の端部
です。

現在は農地としては利用しておらず、農用地の集積に支障を及ぼすお
それはないと判断しております。

続きまして、整理番号6番。

23ページに要件別の検討事項、24ページ以降に計画図等を添付して
おります。

土木建築工事用の海砂や砂利などの置場として計画しております。今ま
での置場は、ほこりなどの苦情があり、現在その場所には置いていない状
況です。

今回の場所は非農地証明が発行された場所でもあり、現在農地としては
利用されておらず、農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと
考えております。また、山林化している場所の中にあるため、ほこり
なども民家などに舞いにくいと考えております。

続きまして、整理番号7番。

これも申請地を資材置場としたいという案件です。

27ページに要件別の検討事項、28ページ以降に配置図等を添付して
おります。

当該地は申請者である所有者本人が耕作している土地です。所有者は認
定農業者ではありますが、世帯の経営面積が2万1,122平米に対し、
当該農地は1,813平米であり、割合としてはおよそ8.6%、また、
御本人の農業経営改善計画での作付面積も109アールで、今回除外する
場所は含んでおらず、農業経営に支障はないとのこと。

また、先日の促進協議会において、敷地外への油の流入がないよう対策
を講じるよう御意見が出ております。

雨水等は既存側溝に流すことになっておりますが、重機などを置くた
め、絶対に油の流入がないとは言い切れない状況でありますので、事業者
へは対策を講じるよう通知する予定となっております。

続きまして、整理番号8番。

31ページに要件別の検討事項、32ページ以降に計画図等を添付して
おります。

申請地の一部は既に非農地証明が発行されている場所であり、発行基準
に満たない土地につきましても現在耕作されていない場所です。

経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けており、実現性も高く、また当該地番での認定であり、ほかの場所ではこの計画の適用を受けることができないことから、ほかに代替可能な土地はないと考えております。

続きまして、整理番号10番。

3.9ページに要件別検討事項、40ページ以降に計画図等を添付しております。

申請者及び転用者は、当該地以外に分家住宅を建設可能な土地を所有しておらず、ほかに適当な土地はないと判断しております。

当該地の北側は白地に接しており、集団化・効率化に支障を及ぼすおそれはないと考えております。

続きまして、農振農用地への編入の案件が1件ございます。

資料は43ページからです。

整理番号11番は、現在設置しているハウスに長寿命化対策を実施するため、県の補助事業の活用を検討したところ、一部白地の部分がありましたので、農用地へと編入したいという案件でございます。

47ページに以降に位置図、航空写真等を添付しております。

47ページ下の航空写真を御覧いただきますと、赤枠で囲っている部分が今回の編入希望する土地ですが、ハウスが既に建っている部分と重なっている地域があり、48ページの農振図の白地部分を今回農用地へと変更するものです。

対象面積は631平米。市としても、これまで同様農用地として活用していただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、ただいま説明がありました、除外するところが9件、編入が1件ということで、これにつきまして意見、質問を伺います。どうぞ。

農業委員 整理番号の1番ですね。
私が相談を受けておった面積から半分になっておるといのは、何か理由があったんですか。

議長 農業振興課。

農業振興課 施行事業者のほうからそういうふうな話がございましたが、まずは段階的に整備をしていくということで、今回この案件が提出されているところでございます。

今後、予定としては、事業の進捗状況にもよるかと思えますけれども、倍、さらにはもう少し増えるかもしれませんけれども、それは状況によっ

て拡大等していくものというふうに思っております。今回はこの分だけ申請されたという状況でございます。

議長

ほかに何か意見、質問ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、採決でよろしいですかね。

それでは、整備計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

どうもありがとうございました。

議長

それでは、次の案件に移ります。事務局。

事務局

議案書の61ページをお願いいたします。

議案第142号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

内容につきましては、事務局のほうでちょっと説明をさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

当初の目的と変更する内容ということで、現所有者のほうで、建売住宅の建築で前所有者のほうから所有権移転登記を受けておまして、今回、申請人のほうで現所有者から売買申請を行い、資材置場にしたいということでございます。

こちら、下の段に書いておりますけれども、「農地転用許可後における事業計画変更の取り扱いにつきましては」というところで書いておりますが、こちらは事務処理要領に制定されておまして、要は転用許可後の転用事業の促進措置というところで、許可を取ったまま工事をしないよりは、新たに計画を立てて転用を促進しましょうというような内容でございます。

事業計画の変更につきましては、①事業主体そのものが変更される事業承継、事業は変わりませんが事業主体が変わるとした場合と、②番、事業主体は変わらずに計画内容だけが変更されていく部分での計画変更もあ

りますし、また③番で事業主体の変更に伴って、やっぱりその転用計画自体も変わっていく、大きく分けてこの3パターンに計画変更がなっていくという状態です。

こちらにつきましては転用許可を取っておりますが、着手がないままの状態であるので、その土地は農地扱いとなるので、新たに転用する場合は許可申請を受けなければならないという考え方でございます。

今回の申請につきましては③に該当する、事業主体も変わって計画も変わるという内容のものでございます。

こちらのほう、6月総会において許可相当の御審議を受けておるわけですが、こちらは県のほうから指導がございまして、事務処理要領の制定についての事務取扱と違う、よって、今からでも計画変更承認を取らなければならないという指導を受けた中で、後が先の申請になりますが、計画変更承認について求める内容でございます。

今回、こちらの調査部会でも現地を見ていただいたんですけども、もう計画の変更ということでこのまま進んでいきたいと思っております。

こちら計画変更承認の審査事項につきましては、議案書の22ページになります。

この22ページの1番、転用目的に該当してきまして、一番上から転用事業の促進措置というところで、結局許可目的を達成することが困難であると認められる事業であるというところで、こちらは計画変更の理由につきましては、こちら現所有者が当初建売住宅の建築計画で農地を取得しておりますが、結局購入予定者のキャンセルが出たという内容で着手に至らなかったという経緯がございまして、こういった場合、この1番目につきましては、そういう計画で取得したが、キャンセルが出たので現所有者自身が目的達成することが困難であると認められるか、認められないかの判断でございます。キャンセルという理由でございまして、こちらにつきましてはどうかという御審議。

次の法51条第1項の規定による許可の取消処分を行うことが困難または不当と認められるかと、こちらにつきましては、農地法第51条という部分については違反転用の是正指導という内容の条文でございますので、こちら現所有者のほうにつきましては正式な手続を取った内容で取得されておる状況でございますので、こちらに該当するかないかの判断でございます。

次の四角のaからfに該当するかということで、許可の取消しを行ってもという部分につきましては、こちら農地として、下段になりますが、この土地が農地として効率的に利用されることは認められないこと、いわゆる転用許可を取り消した場合でも、今の現状が農地として効率的に利用なり、一時的なものとして該当するかどうかという判断でございます。

bにつきましては、転用事業者が故意に農地を取得して事業を実施しな

かったかどうかの判断でございます。

次、cにつきましては、今回新たな転用事業者が、転用の必要性を持たずに転用申請をしていないかどうかの部分での判断になります。

次、dにつきましては、新たな転用事業者が計画に従って実施されることが確実であると認められることかどうかという部分です。

eにつきましては、この転用で周辺地域における農業に及ぼす影響の基準でございますが、こちら影響があるかないかの判断によって決を取っていただくようになります。

fになりますが、上記以外で変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであることという部分につきましては、先月の審議とかぶってきますが、本来計画変更の承認申請につきましては、変更承認申請と同時に農地法第5条の許可申請を併せて審議してもらおうわけでございますが、6月の県の受付の段階でもこの計画変更の承認申請の指示もなかったものでございますけれども、急遽、この事務処理基準に基づく手続が必要だという指摘の下、申請するものでございます。

採決につきましては以上の内容でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

これにつきまして、何か質問、意見を先に取ります。どうぞ。

農業委員

この件に関しては、6月の総会で審議も大体終わったはずなんですけど、私の記憶では、資材置場で審議しましたよね。建設資材を線路の近くに積み重ねてあったけん、あれをあっちに動かせばよかろうねといった話ですね。

議 長

事務局。

事務局

そうなんです。結局、この事務処理手続上の話で、まずもって申し訳ないんですけども、結局一度転用許可を取った現所有者が、それが転用目的どおりにできなかつたということですよ。それに対しては、許可を出した側としてはきちっと許可どおりに施行しなさいという指導をするわけですけども、逆に指導しても転用目的を達成することが困難な場合、それとは別に、じゃあ転用の計画を変更して許可手続に進みなさいという手順になるんですね。なので今回、先月の総会で現所有者から申請人が資材置場として買う、転用するという部分について先に審議をしてしまったわけでした。

本来県のほうの指示事項としましては、先に現所有者が建売住宅の計画が駄目になったという判断をしてもらって、じゃあこの農地について、当初の転用許可目的どおりにできない理由が現所有者のせいではないという

部分の確認と、その計画を変えることに問題がないかどうかを先に審議してください。まずは今申し上げたとおり、現所有者の転用行為がやむを得ない理由で実現できないのも仕方がない、かつ申請人が資材置場として転用する行為についてはやむを得ないだろう、だからこの計画変更については承認をします。その後で、5条申請で資材置場の転用許可を申請して、それも併せて審議、同時進行が通常例です。今回、計画の変更承認することについて意見を求められたので議案に上がっている状況でございます。

議長

何か意見、質問ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決に移りたいと思います。

まず、一番最初の許可目的を達成することが困難であると認められる事案であるかどうかということで、困難であると思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

これを全部まとめて計画変更をしていいかどうかの審議だけにしたいと思います。

それで、計画変更を許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の64ページをお願いいたします。

議案第143号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。所有権移転の案件でございます。

受付番号1番です。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

農業振興推進機構のほうから認定者が買い受ける内容での所有権移転の申請でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

これにつきまして、何か意見、質問がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、その他のほうに移りたいと思います。

まず最初に、農地法第3条の許可申請の取下げということで、事務局、報告をお願いします。

事務局

65ページですけれども、農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下げについてということで、報告ではございますが、この畑につきましては、6月総会で継続審議を行った案件でございます。

こちらにつきましては、調査部会等で営農面談等を行った結果、御本人のほうから最終的に、まず取り下げて、営農計画等を整理したいというような意向がありましたので、取下げ報告を行っています。なお、今後の経営面積等を確保しつつ、また申請したい意向は伺っております。

66ページ以降につきましては、先ほど営農面談ヒアリング資料で御覧いただきましたので、次をお願いいたします。

議 長

それでは、農地対策B班の報告をお願いします。

農業委員

農地対策B班、現地調査報告について。
番号1番。

【資料に基づき報告】

これは、耕作放棄地の再生の現地確認ということで行ってまいりました。

現場は稲の作付がちゃんとしてあって、問題はありませんでした。
続きまして、受付番号2番。

【資料に基づき報告】

ここも耕作放棄地の再生の確認ということで、ちゃんと稲の作付がありまして、問題ありませんでした。

続きまして、番号3番。

【資料に基づき報告】

ここも耕作放棄地再生の確認で、ここもちゃんと稲の作付がされていますので、問題ありませんでした。

続きまして、受付番号4番。

【資料に基づき報告】

ここは資材置場になっているという通報がありまして、見に行きましたが、その隣にはちゃんとした事務所がありまして、そこにはやはり重機とかいろんな材料が置いてありました。

そこはどのようになっているかということを確認しろということで、事務局のほうから連絡をしておりましたので、後でちょっと詳しいところは説明いただきたいと思います。

続きまして、番号5番。

【資料に基づき報告】

ここも、相談内容といたしましては解約手続が難航しているということでありましたので、現地を確認に行きましたら、大半は作付はしていなくて、一部作付のポットのオリーブとか野菜等がありまして、物置小屋が建っておりまして、これは地権者が行っているものということでした。

続きまして、受付番号6番。

【資料に基づき報告】

ここは、造成されて解体のごみとかが置かれておりましたので、事務局から一応どのようなふうになっているかというのを通知するというのを

伺っております。

以上、不足がありましたら、事務局に伺ってください。

議長

事務局。

事務局

まずこちら4番でございます。

こちらは現地調査ということで、通報によって現地調査に行ったわけですが、現地在資材置場のようになっておりました。重機等も一部あったりというところで。

今回、こちらの農地転用の履歴のほうがございません。ただ、かなり古い農地転用許可であれば、うちの履歴にないケースがありますので、まずは地権者の方に農地転用を取っているか取っていないかと。取っていないと判断していますがという内容を送っております。

結局、実際転用手続を取っていないのであれば違反転用行為になるから、転用相談に来庁してくださいという内容の通知を送っている状況です。返事がない場合、また催促したいと考えております。

こちら5番につきましては、事務局のほうで実は相談を受けておりますが、現地の状況等把握がない部分、ただ、農地法の3条許可の解約手続が難航している中、ひょっとしたら将来的に18条の許可申請が上がってくるのではないかとということも懸念がありましたので、委員長のほうにお願いして、現地調査を行っていただいた次第でございます。

6番につきましては、こちら、やはり所有者の方がちょっと御高齢の方であるということで、現地を見てもと造成部分があったり、こういう報告内容でございました。実際こちらが地権者の意思でやっておるのか、勝手にやられておるのかという部分も確認する必要がある中で、まず地権者のほうにこういう状況である、貸してありますかということでも写真つきで通知を送った次第でございます。こちらにつきましても御返答が来れば対応という内容になってくることとなります。

以上、補足等になりますが、報告を終わります。

議長

ただいま農地対策B班の報告が終わりました。

議長

それでは、認定者の一覧表ということで、事務局。

事務局

こちら72ページから75ページまで認定農業者の更新分について、担当者のほうから情報として提供いただいております一覧表でございましたので、御確認いただければと思っております。

こちらにつきましては以上でございます。

次に、最初のページに戻っていただきまして、今後の予定につきまして御報告させていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。

【資料に基づき報告】

今後の予定につきましては、以上でございます。

議 長

ほかにその他のほうで何かありましたら、どうぞ。

農業委員

報告ですけれども、例の転用の件ですけれども、時々見に行ったりしていますけれども、1回は芝を張ってベンチみたいなものを置いているという報告を事務局のほうにしまして、多分現地確認していただいております。中には人を入れるというか、作業をする人じゃなくて、食事に来た人を入れないというふうな形でやっておるということでしたけれども、出入りできる状況でありましたので、一応報告をしておきます。

議 長

事務局、ちょっとお願いします。

事務局

今、報告がありましたとおり、地元委員のほうから現地の状況を聞きまして、現地確認に行きました。この内容と、写真を5月末に農林事務所に送りまして、先月の6月10日に県農林事務所の課長と係長で現地調査に行っております。今おっしゃったような芝が張っている状況、ベンチが置いている状況と北側のレストランに出入りが可能な状況で、道路に一部防風林等がない状況で完了報告を上げてきているので、完了していないという指導と芝については農作物ではないからどうするのか、撤去するのかというようなことで7月の週に呼び出して是正指導を行っております。

こちら計画変更の承認期間が今月末、7月30日までの期間がございますので、それまでには是正した報告書、本来6月段階での進捗状況報告書、7月末には完了報告書を上げなさいという指導を県のほうが行っております。

今回、指導を行いつつ7月末まで少し猶予はあると思いますが、今後は是正がされない場合は違反指導を行っていくという内容も本人に伝えております。

今後、その本人のほうは是正、芝の撤去と、先ほど言われました人を入れる入れないの部分については、農地転用の変更申請に作業員のみしか入らないという部分がありますので、人が入っておっても、芝をどけたとしても人が入っておれば違反行為ですよという部分も伝えております。

結局、そういう違反行為があった場合は県のほうが違反指導をすると、いわゆる農業委員会からも違反報告書を上げて、違反指導を行っていく内容まで本人のほうに県のほうから伝えております。

あわせて違反報告につきましては、今回の農地改良区域以外の北側部分についても指導が及ぶようになってくるので、きっちり農地改良区域内は整理してくれというような内容を伝えております。

あわせて県のほうからも都市計画法が絡む違反になってくるので、都市計画課のほうにも連絡を取る体制であるという部分については本人のほうに伝えておりますので、現在のところとしては是正指導というところをやっており、これを実行されない場合は違反報告、文書指導に変えていくという内容に変わっていくだろうと思われまます。以上でございます。

議長

それでは、何かほかに。どうぞ。

農業委員

違反指導というのは期日を決められてあるんですか、いつまでというのが大体。

事務局

はい。7月30日までが計画変更の承認期限が期日となります。それまでに完了を進めてくださいという指導内容です。

実際、6月の頭ぐらいの日付で、芝は張っておる、北側への出入りは可能な状況、ベンチがあるのに100%完了しましたという報告書の提出があったため、話を聞いて指導を行っています。

県のほうも直ちにというよりは、許可期間がまだ満了していないから、幾らでも是正は可能であると判断されています。県のほうがおっしゃっているのは、計画図どおりにやってもらわんと違反ですよと。結局本人のほうで今まで土地を上げて芝を持ってきて、石を持ってきては段々畑にしてから、もう後手後手でしよったですけど、もう最後だということも含めて、7月30日が期限なので、8月になったら写真つきで出さないという指導で、少しほかのところより猶予があるかもしれませんが、8月に入って報告がない場合、もう違反指導に該当するよというところを伝えております。

議長

ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら終わりたいと思いますが。

事務局

ありがとうございました。

閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

本日も審議ありがとうございます。皆さん体調には十分気をつけられてください。これをもちまして、第17回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

令和2年7月10日

議長

- 1 番 内 野 敏 一
- 議事録署名人
- 5 番 中 園 秀 輝
 - 7 番 藤 嶋 政 秀

